

【特定疾病療養受療証について】

長期にわたり高額な医療費が必要となる下記の特定疾病については、毎月の自己負担額が医療機関ごとに10,000円までとなります。

<厚生労働大臣が指定する特定疾病>

- ① 人工透析が必要な慢性腎不全
- ② 血友病（先天性血液凝固因子障害の一部）
- ③ 血液凝固因子製剤の投与に起因するH I V感染症